

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 23 年 4 月 19 日

全国健康保険協会長野支部

支部長 上原 明

1 企画競争に付する事項

「広報チラシ」の作成業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)全国健康保険協会会計細則第 25 条 26 条の規定に該当しないこと。

(2)平成 22・23・24 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」（広告・宣伝）において関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

3 契約候補者の選定

『広報事業および健康づくり支援事業広報チラシ作成に係る企画募集要領』（以下「募集要領」という。）に基づき提出された応募書類により評価を行い、契約候補者一者を選定します。

4 企画募集要領を交付する日時及び場所

(1)日時 平成 23 年 4 月 19 日（火）～平成 23 年 5 月 11 日（水）12 時まで

(2)場所 全国健康保険協会長野支部

長野市南長野西後町 1597 - 1 長野朝日八十二ビル 8 階

5 応募書類の提出期限

(1)提出期限 平成 23 年 5 月 11 日（水）12 時 00 分

(2)提出先 上記 4 (2)に同じ

(3)提出方法 募集要領による応募書類を直接持参下さい。

6 応募書類の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とします。

7 詳細は募集要領によります。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年間は競争に参加させないことができるものとする。又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。